

ほろかない

Public Relations Magazine

Horokanai



特集 ◆ 幌加内町の補助・助成事業

CONTENTS

- 幌加内町の補助・助成事業…2～7
- News Spot (ニューススポット) …8～10
- information…11～14 ● JAきたそらち人材バンク…15
- 新鮮! 幌高…16 ● 年金だより…17 ● こんにちは! 保健師です…18
- NEW WIND (ニューウインド) …19 ● 議会だより…20～27

<http://www.town.horokanai.hokkaido.jp/>

MAY 2017

5

No.737

重点施策と主な新規・継続事業

町民の皆様に関わる29年度の補助、助成事業をお知らせします。
 なお、申請方法・手続き方法など詳しい内容やご不明点などがありましたら、各担当までお問合せ下さい。

地域振興室 (TEL: 35-2121)

《地域間交流・地域活性化》

【事業名】 夢・人・郷づくり事業補助金

【概要】 以下の事業を行う場合、補助を行います。

- ①本町の振興発展のため、まちづくりに意欲のある町民を国内外へ調査研修等へ派遣する場合
- ②国内外との交流および国内での発表会、競技会への参加をする場合
- ③町民の資質向上と意識改革のため講師を招へいし、講演会、研修会、学習会、イベント等を開催する場合

【補助率】 原則、対象経費の50%

産業課 (TEL: 35-2122)

《農業関連》

【事業名】 農業振興奨励補助金

【概要】 「幌加内町農業振興計画」に定める施策の推進を図るため、農業者、関係団体等が自ら取り組む補助対象経費が50万円以上の事業に補助を行います。

【対象事業】 (1)農業基盤整備事業 (2)営農施設整備事業 (3)農村環境整備事業
 (4)環境保全対策推進事業 (5)農業機械導入事業 (6)営農対策推進事業
 (7)奨励作物振興事業 (8)畜産振興対策事業 (9)アグリビジネス推進事業
 (10)担い手農業者育成事業 (11)農村活性化推進事業 (12)地域営農緊急対策事業

【補助対象者】 農業協同組合・土地改良区・農地所有適格法人・営農集団等・町長特認団体等

【補助額】 補助経費の2分の1以内の額

※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額、割合などが異なりますので、農業振興係までご確認ください。

【事業名】 農業振興資金

【概要】 農家・農業生産団体が自主的に農業経営を拡大し、地域に適合した近代的農業の確立と農家経済の安定を図るため、必要な資金の融資と利子の補給(4.0%以内)を行います。

【融資額】 (1)個人の場合…営農施設整備1,000万円、その他の事業500万円

(2)農業生産団体の場合…1,000万円

※土地基盤整備、営農施設等整備、畜産振興、地力増進、特産物開発…融資率事業費の90%、融資利率6.5%以内、償還期間10年以内(内、据置期間3年以内)

※経営安定…融資率事業費の100%、融資利率、償還期間、据置期間は他と同様

《商工業関連》

【事業名】 商工業振興奨励補助金

【概要】 「幌加内町総合振興計画」に定める商工業の活性化施策の推進を図るため、幌加内町商工会員等及び小規模企業者が自ら取り組む補助対象経費が50万円以上の事業に補助を行います。

【対象事業】 (1)店舗等建設事業 (2)店舗等建設用地取得事業 (3)機械設備導入事業
 (4)担い手経営支援事業 (5)新事業開発研究事業

【補助対象者】 租税公課を完納している次に掲げる個人又は団体等
 商工会員または商工会員になることが見込まれる小企業者及び小規模企業者

【補助額】 上記(1)(3)の補助対象経費の2分の1以内の額で限度500万円

上記(2)の補助対象経費の全額で限度100万円以内

上記(4)については一律100万円

上記(5)の補助対象経費の2分の1以内の額で限度100万円以内

※上記(1)(2)(3)の補助金合計額は、500万円以内とします。

※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額、割合などが異なりますので、商工

観光係までご確認ください。

【事業名】 中小企業補償融資

【概要】 中小企業の維持発展に要する資金の融資を促進し、中小企業の健全育成振興を図るため、必要な融資と利子の補給を行います。

- 【融資額】 (1) 運転資金…通常限度額 500 万円以内、融資期間 7 年以内
特別限度額 700 万円以内、融資期間 10 年以内
(2) 設備資金…通常限度額 1,000 万円以内、融資期間 10 年以内（据置期間 1 年以内）
(3) 財務体質改善資金…2,000 万円以内、融資期間 20 年以内（据置期間 1 年以内） など
※融資利率は、年 6.5%以内

【事業名】 プレミアム付商品券発行補助金

【概要】 地元商店の振興策として商工会が行なうプレミアム付商品券の発行に対し、補助金を交付する事業です。夏期間、冬期間の 2 回実施しています。

【補助内容】 1 万円で 1 万 2,000 円分の商品券を購入できます。（1 人 3 セットまで）

《水産業関連》

【事業名】 水産業振興奨励補助金

【概要】 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に定める基本理念、基本方針に基づき国、北海道、幌加内町の役割を踏まえ、内水面漁業者及び関係団体等が取り組む事業に対し、補助対象経費が 50 万円以上の事業に補助を行います。

【対象事業】 (1) 内水面水産資源の生息状況等の調査に関する事業 (2) 内水面水産資源の回復に関する事業
(3) 内水面における漁場環境の再生に関する事業 (4) 内水面漁業の健全な発展に関する事業
(5) その他、内水面漁業の振興に関する事業

【補助対象者】 町内に事業所を有する下記の団体
漁業協同組合・NPO 団体・森林整備団体・町長特認団体等

【補助額】 補助対象経費の 3 分の 2 以内の額
※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額、割合などが異なりますので、水産係までご確認ください。

建設課 (TEL : 35-2123)

《住宅・浄化槽等》

【事業名】 持ち家建設促進事業

【概要】 町内に住宅を建設する者（持ち家建設促進奨励金）及び従業員の居住用に供する住宅を建設する企業等（雇用促進住宅建設奨励金）に助成します。

【補助額】

①持ち家建設促進奨励金～住宅に係る課税標準額の 100 分の 15 以内の額として 200 万円（特別住宅は 250 万円を限度）としたものに下記の表に定める加算額を合算した額

別表

加 算 項 目	用 件	加 算 額
新築住宅建設加算	住宅を新築した者	一律 200 万円
中古住宅購入加算	中古住宅を購入した者	200 万円に経年減点補正率を乗じた額

②雇用促進住宅建設奨励金～雇用促進住宅に係る課税標準額の 4 分の 3 以内とし、1 戸あたり 300 万円が限度としたものに、建設地に係る評価額の 2 分の 1 以内を合算した額

※特別住宅とは…北方型住宅及び長期優良住宅を指します。

※北方型住宅の登録を受け特別住宅として申請する場合は、他の国費事業と重複できない場合がありますので事前にご相談ください。

【事業名】 住宅リフォーム補助金事業

【概要】 幌加内町に住民票の登録がされており、自己の居住の用に供する、住宅リフォーム工事を実施するものに対し、助成します。

【補助額】 工事金額が 30 万円を超えるリフォーム工事とし、工事に要した金額の 5 分の 2 以内の額とし、30 万円が限度（町外業者は 20 万円が限度） ※工事施工者は建設業の許可が必要です。

- 【事業名】 農業集落排水処理施設排水設備工事改造資金融資あっせん事業
- 【概要】 農業集落排水設備工事を施工し、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方に対して融資します。
- 【融資額】 融資額は 90 万円を限度
※90 万円に満たない場合は工事金額となります。また利子補給は、取扱金融機関が資金を融資したときは、資金に係る利子の金額を金融機関との協議書による利子以内で町が利子等を補給します。延滞利子については負担しません。

- 【事業名】 個別排水処理施設排水設備工事改造資金融資あっせん事業
- 【概要】 個別排水設備工事を設置し、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方に対して融資します。
- 【融資額】 融資額は 90 万円を限度
※90 万円に満たない場合は工事金額となります。また利子補給は、取扱金融機関が資金を融資したときは、資金に係る利子の金額を金融機関との協議書による利子以内で町が利子等を補給します。延滞利子については負担しません。

住民課 (TEL : 35-2124)

《環境衛生》

- 【事業名】 幌加内町害虫駆除薬剤購入補助金
- 【概要】 幌加内町の区域において発生した害虫（カメムシなど）を駆除するための薬剤購入費を助成します。
- 【補助額】 個人の場合は購入経費の 2 分の 1 以内の額（限度額…3 万円）
自治区の場合は購入経費の 5 分の 4 以内の額

- 【事業名】 廃屋等撤去促進事業補助金
- 【概要】 幌加内町の景観に支障を与え、又は支障を与える恐れのある建物を撤去し、美しい景観形成と生活環境の整備を図るための廃屋等撤去の助成を行います。
- 【補助額】 解体にかかる経費の 3 分の 2 以内の額（限度額…50 万円） ※ただし、助成期間内で 1 回限り

《交通》

- 【事業名】 路線バス利用促進にかかわる助成制度
- ①バス回数券助成
- 【概要】 JR 北海道バス深名線の利用を図り、地域住民の交通手段を確保することを目的として、回数券・定期券の助成を行います。
- 【助成対象者】 本町に住所を有する 65 歳以上の方及び幌加内高校生
- 【助成内容】 800 円で 1,100 円分の回数券を購入できます。
- ②バス定期券助成
- 【助成対象者】 本町に住所を有する高校生、大学生、各種学校生及び本町に住所を有する 65 歳以上の方
- 【助成率】 20%以内
- 【事業名】 チャイルドシート等購入費助成
- 【概要】 乳幼児の交通安全対策と子育て支援の一環として、チャイルドシート等を新規に購入した保護者に対し、その購入費用に要した費用の一部を助成します。
- 【助成額】 2 万円を限度に助成 ※ 2 万円に満たない場合はその購入金額となります。

《乳幼児医療》

- 【事業名】 乳幼児等医療費助成事業
- 【概要】 乳幼児等（中学校 3 年生まで）の医療費の一部を助成します。医療費から基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成します。

保健福祉課 (TEL : 35-3090)

《保健》

- 【事業名】 インフルエンザワクチン接種助成事業
- 【概要】 町内医療機関において、インフルエンザ予防接種を受ける方に、その費用を助成します。

町の補助・助成事業

【接種料金】 中学生以下…無料 高校生以上…1,000 円（自己負担）

【事業名】 肺炎球菌予防接種助成事業

【概要】 町内医療機関において、肺炎球菌予防接種を受ける満 70 歳以上の高齢者にその費用全額を助成します。

【接種料金】 無料

【事業名】 日本脳炎予防接種助成事業

【概要】 日本脳炎予防接種区域となったため、経過措置対象者（18 ～ 20 歳）の町外医療機関での接種に対して助成します。

【助成額】 予防接種に要した費用

【事業名】 人間ドック受診助成事業

【概要】 医療機関において、人間ドックを受診する 35 歳以上の方（幌加内町国民健康保険の被保険者でない）に対して助成します。

【助成額】 2 万円を限度に助成 ※医療保険から人間ドック受診に係る費用負担を受ける場合は、これを差し引いた額になります。

《子育て支援》

【事業名】 保育料無償化事業

【概要】 双葉保育園・みゆき保育所に入所されている園児の子育て支援策として、保育料を無償化しています。

【事業名】 乳幼児任意予防接種助成事業

【概要】 町内の医療機関において、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルス、B 型肝炎の各予防接種を受ける乳幼児の保護者に、各予防接種費用を全額助成（接種料金無料）するものです。

※予防接種の対象となる年齢は予防接種により異なりますので、ご確認ください。

【事業名】 風疹予防接種助成事業

【概要】 町内の医療機関において、先天性風疹症候群の発生を予防することを目的に、対象者（妊娠を予定している女性やその家族等）の予防接種費用を全額助成（接種料金無料）します。

【事業名】 出産祝金支給事業

【概要】 町内に 1 年以上在住し、2 児を養育し、第 3 子以上の出産があり、かつ 6 カ月以上児童を養育している方に出産祝金を支給します。

【支給額】 10 万円

【事業名】 児童養育手当支給事業

【概要】 3 人以上の児童を養育し、かつ、生計を同じくする方に養育手当を支給します。

【支給額】 支給要件児童 3 人目以降 1 人につき月額 8,000 円

【事業名】 遺児手当支給事業

【概要】 生計の中心となっている者を失った義務教育終了前の児童等を扶養している方に手当を支給します。

【支給額】 月額 2,000 円

【事業名】 妊婦健康診査等助成事業

【概要】 妊婦さん一人につき、妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分の受診券を交付し、妊婦健康診査を医療機関及び助産所で受診していただきます。

里帰り等のため委託医療機関等以外の医療機関等で受診した場合は、健康診査の費用を助成します。

【事業名】 指定ごみ袋支給事業

【概要】 満 2 歳に満たない乳幼児、幌加内町障害者等日常生活用具給付事業・家族介護用品支給事業により、紙おむつの支給を受けている世帯にごみ袋を支給します。

【支給枚数】 燃やせるごみ用 70 リットル袋…4 枚／月（年間 50 枚程度） ※ひと月に満たない場合は 1 週 1 枚とします。

【事業名】 妊産婦健診等交通費助成事業

【概要】 妊婦健診、出産、産婦健診を受診した際の交通費を助成します（妊婦健診は 14 回を上限、片道 1 回 1,600 円、往復 3,200 円）。また出産に際して、事前に宿泊施設に宿泊した宿泊費の全額もしくは一部を助成します（5 日分限度、上限 5,000 円）。※ただし、里帰り先から受診、宿泊した分は除きます。

《介護》

【事業名】 高齢者等の住みやすい住宅改造事業

【概要】 介助を必要とする高齢者及び重度身体障害者が自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の浴室、トイレ、洗面所、玄関等をリフォームする場合に助成を行います。

【助成額】 工事費の 2 分の 1 以内の額（限度額…50 万円）

【事業名】 除雪サービス事業（在宅生活、介護予防支援事業）

【概要】 一人暮らしの高齢者、高齢者世帯等で、自力で除雪することが困難な方に対して、自立した生活及び介護予防を支援するために、除雪時に家屋の玄関、居間・寝室の窓、屋根の除雪を行います。

【自己負担額】 1 シーズン 6,000 円

【事業名】 寝たきり老人等介護手当支給事業

【概要】 65 歳以上の在宅の寝たきり老人、65 歳未満の在宅者寝たきり重度心身障害者、65 歳未満の寝たきり特定疾患患者又は認知症の状態にある者の介護者に対し、介護手当を支給します。

【支給額】 月額 8,000 円

【事業名】 家族介護用品支給事業

【概要】 町民税非課税世帯であり、要介護 4 又は 5 の介護保険の認定を受け、在宅で常時介護を受けている者を介護する家族に対し、月額 8,500 円以内、年額 10 万円以内の介護用品を現物支給します。

《障がい者・高齢者関連》

【事業名】 高齢者世帯等生活支援費支給事業

①除雪費支給

【概要】 世帯主が 70 歳以上、同居の親族が 65 歳以上の老人で構成されている世帯や 70 歳以上の独居老人世帯、母子世帯、身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当し、その方の収入により生計が維持されている世帯等に除雪費の一部を助成します。

【支給額】 2 万 5,000 円以内

②福祉灯油代支給

【概要】 世帯の前年の総所得金額を合計し、配偶者及び扶養親族等の数に応じて算出された、定められた所得等の基準以下の老人家庭等に暖房用灯油代の一部を助成します。

【支給額】 年額 7,000 円

③高齢者福祉手当支給

【概要】 町民税非課税世帯で年齢 70 歳以上の高齢者に対し手当を支給します。

【支給額】 年額 1 万円

【事業名】 高齢者敬老事業

【概要】 以下の事業に対して助成を行います。

①敬老事業

各自治区で実施する敬老会事業の経費として、満年齢 75 歳以上の敬老者に対して 1 人 3,000 円を助成

②百歳記念祝金

百歳に達する方に 5 万円の百歳記念祝金を贈呈

③金 杯

結婚後 50 年目の夫婦に金婚記念品として金杯を贈呈

【事業名】 高齢者等「せいわ温泉ルオント」入館料優待事業

【概要】 満 65 歳以上の方、身体障害者手帳の交付を受けた方、療育手帳の交付を受けた方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に年 24 回分の「せいわ温泉ルオント」の入館料優待券を交付します。

町の補助・助成事業

【事業名】 成年後見制度利用支援事業

【概要】 判断能力が不十分で日常生活に支障があり、成年後見制度の対象となった方の利用料の助成を行います。

【助成額】 ①在宅生活者 月額 2 万 8,000 円 ②施設等入所者 月額 1 万 8,000 円

【事業名】 身体障害者用自動車改造費助成事業

【概要】 重度の上肢、下肢または体幹機能障害を有する重度身体障害者（児）が就労、通学、通院、通所、生業等のために自動車を取得し、改造する場合に要する経費の一部を助成します。

【助成限度額】 10 万円 ※自ら運転する自動車の場合は、操作装置及び駆動装置等の改造に要する経費となります。

【事業名】 障害者福祉手当支給事業

【概要】 町民税非課税で、身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の 1 級又は 2 級に該当する者、国民年金法の障害者基礎年金を受けている者に対して手当を支給します。

【支給額】 年額 1 万円

【事業名】 在宅障害者（児）施設通所費助成事業

【概要】 心身障害者（児）及び精神障害者が社会復帰するための施設や訓練施設へ通所する交通費を助成します。

【助成額】 交通費の半額

【事業名】 在宅障害児療育費助成事業

【概要】 療育機関に通所する在宅障害児が療育指導を受けるために要する自己負担額を助成します。

【事業名】 精神障害者通院交通費助成事業

【概要】 精神障害者に対して、月 2 回を限度に通院交通費を助成します。

【事業名】 難病患者通院費助成事業

【概要】 難病患者に対して、月 2 回を限度に通院費の実費相当額を助成します。

教育委員会 (TEL : 35-2177)

《教育》

【事業名】 奨学資金

【概要】 高等学校・大学・技術者養成機関・特定の学芸技能を習得する機関に入学又は在学する方で、学資の支弁困難な者に対して貸与又は支給します。

【補助額】 ①高等学校…月額 1 万 5,000 円以内（幌加内高等学校…1 万円以内）

②大学…月額 3 万円以内

③医師を養成する大学…月額 12 万円以内

④技術者養成機関又は特定の学芸技能を習得する機関…月額 3 万円以内

【事業名】 高等学校生徒下宿費等補助事業

【概要】 高等学校の生徒が幌加内町外へ入学又は在学する保護者の経済的負担軽減を図り、修学機会を確保することを目的として、下宿等に係る費用の一部を助成いたします。

※下宿とは…下宿・アパート・寮を指します。

【助成対象者】 町外の高等学校へ入学する者又は在学者で、下宿の費用を負担し生計を一にする親族（生徒同士で居住している場合はどちらか一人の親族）

【対象外となる場合】 1 下宿の費用が 3 万円に満たない場合

2 下宿の入居が連続して 1 ヶ月に満たない場合

3 下宿に親族が居住している場合

4 生計を一にする親族に公租公課を滞納している者がいる場合

5 国、北海道、他の市町村から下宿費の費用に係る助成を受けている場合

【補助額】 下宿の費用が、月額 3 万円を超える場合に、生徒一人につき月額 1 万円を助成



平成29年度
入学式&入園式

4月1日	双葉保育園	新園児5名	4月10日	みゆき保育所	新入所児1名
4月6日	幌加内小学校	入学者11名	4月6日	朱鞠内小学校	入学者2名
4月6日	幌加内中学校	入学者18名	4月10日	幌加内高等学校	入学者34名

～期待に胸をふくらませて～



各小学校 交通安全教室



幌加内小学校で4月27日(木)、朱鞠内小学校で5月2日(火)に交通安全教室が行われ、幌加内駐在所の上野所長、朱鞠内駐在所の千葉部長より、自転車の乗り方や交通ルールを学びました。普段の移動手段として乗っている自転車は、たくさんの危険が潜んでいます。「自転車で車道を走るときは左側を走行しましょう。」「傘をさしながら自転車に乗ってはいけません。」「お友達と横並びでの走行はやめましょう。」



などのレクチャーを受け、実際に学校の先生がついて、町内を自転車で走行しました。最後に、幌加内小学校6年生の古屋峻真君が無事故宣言と決意表明を、交通安全指導委員会の白坂会長らに伝えました。



春の防災パレード

「消しましょう その火その時 その場所で」を統一標語に、4月20日(木)～30日(日)まで、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われました。

これに合わせ4月26日(水)に、幌加内消防団による防火パレードが行われ、消防車両など11台で、下幌加内から母子里までの町内を巡回しながら火の用心を呼びかけました。

これからの季節は、空気が乾燥し火災が発生しやすい季節になっていきます。みなさんも火の元に十分注意して、火事を起こすことのないように心がけていきましょう。



幌中交通安全教室

旭川地区トラック協会は5月2日(火)、幌加内中学校で交通安全教室を開催しました。代表取締役の村上哲也氏は「国道275号線はトラックがよく通過します。お互い事故に合わないようにしましょう。」とあいさつ。生徒は3班に分かれ、実際にトラックの運転席に座り、死角が思った以上に大きいこと、トラックが鋭角に曲がった際には、後輪に巻き込まれる恐れがあること、車の死角から子ども(人形)が急に飛び出した際の衝突事故などを見学しました。最後に生活報道委員会委員長 鈴木りな(3年生)さんより、「交通ルールやマナーなど改めて理解を深めました。生徒全員が事故に合わないようにつけていきます。」と宣言しました。





幌加内町初となる『アンテナショップ』を 東京都浅草に出展！

首都圏における「幌加内町」の知名度向上を目的に、平成29年4月～平成30年3月までの1年間、東京都浅草にあります商業施設「まるごとにつぼん」に幌加内町として初となるアンテナショップを出展しております。

店頭に並ぶ商品は、幌加内町の中でも厳選されたこだわりの商品ばかりで、一部「まるごとにつぼん」でのみ販売される商品も取り扱っています。

その他、観光パンフレットやブース中央に設置されたスクリーンを使用して、幌加内町の風景などをスライドショーで映すなど、まさしく幌加内町を【まるごと】PRします。



自慢の商品がずらり！

まるごとにつぼんとは……

「まるごとにつぼん」は、平成27年12月17日の開業以来、年間300万人以上の地元浅草や訪日外国人を含む観光客が来館する日本の伝統文化や工芸品、地方の魅力を最大限に発信する商業施設です。

アンテナショップは館内3階「浅草につぼん区」の一角にある「おすすめふるさと」に設置され、全国の市町村を20の展示ブース（1スペース約2.7坪）に分けており、幌加内町は、その一角の単独ブースで、日本一の作付面積及び生産量を誇る「そば」と、人造湖として日本一の湛水面積を誇る「朱鞠内湖」を核とした様々な商品販売やイベントを実施し、首都圏における「幌加内町」の知名度向上や特産品の販路拡大を図ります。



幌加内町ブース

本件に関する
お問い合わせ

担 当：幌加内町役場地域振興室 山本・飯沼
電話番号：0165-35-2121

北海道幌加内高等学校

校 長 永山 鑑造



①前経歴

北海道清水高等学校

②自己PRと抱負

緑豊かな幌加内町で「自分たちの夢に向かって挑戦しよう」と、今年度、全校生徒76名でスタートしました。農業高校ならではの「そば」授業をはじめ、地域の皆様に支えられて高校生活・寮生活を送り、生徒たちは成長していきます。「いつも笑顔で元気です」のもと、生徒一人一人の「社会人基礎力」が身につくように「知識や技能を習得する教育」を展開していきます。幌加内高校への変わりぬご理解とご支援をお願いいたします。

幌加内中学校

校 長 石橋 克敏



①前経歴

士別市立上士別小学校

②自己PRと抱負

義務教育における1町1校の学校は、町教育委員会との結びつきが強く、学校経営をスムーズに行える一方で、学校教育の成果が「町の未来を左右する」という大きな責任を担っています。その重責を感じつつ、「ふるさとに誇りをもち 人々と支え合い たくましく生きる 幌加内の子」を育てる仕事に、やりがいと生きがいをもって臨み、これまで培ったノウハウを注ぎ込みたいと思っています。

新しい校長先生

北海道上川保健所 精神保健相談のご案内

上川保健所では、心の健康に関する困りごとを抱える方やご家族の方を対象に、精神科医師による健康相談を行っています。

*こころの悩みについて

- ・統合失調症やうつ病などの精神的な病気かどうか知りたい。
- ・高次脳機能障害（頭部外傷・脳血管疾患後の記憶障害等）で困っている。
- ・アルコールに関する問題で困っている。
- ・家族が部屋に閉じこもっている。
- ・眠れない。
- ・物忘れがひどくなった。
- ・子どもが過食・拒食している。
- ・受診させたいが、どうすればいいか など



*こころの病気に関する情報紹介

- ・退院したけれど、これからどうしたら良いだろう。
- ・治療や日常生活について相談したい。

★日 時／毎月第2水曜日 13：30～16：00のうち1時間程度

平成29年度の相談日（日程は変わることがあります。その場合はお知らせします。）

4月12日(水)	5月10日(水)	6月14日(水)	7月12日(水)	8月9日(水)	9月13日(水)
10月11日(水)	11月8日(水)	12月13日(水)	1月10日(水)	2月14日(水)	3月14日(水)

★場 所／上川合同庁舎内 上川保健所

★担当医／上川保健所嘱託医 猪俣光孝医師（医療法人社団旭川圭泉会病院副院長）

★対 象／上川保健所管内（幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）のご本人と家族。

★その他／予約が必要です。相談日の2日前（その週の月曜日）までにご連絡ください。料金は無料です。

【連絡先】

北海道上川保健所健康推進課 健康支援係

住所：〒079-8610

旭川市永山6条19丁目1-1上川合同庁舎1階

電話：0166-46-5992（直通）



認知症サポーター養成講座』を開催しませんか？

「認知症サポーター」とは、認知症の方やその家族の「応援者（サポーター）」です。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、できることを応援します。

町では、より多くの方に「認知症サポーター」となっていただき、認知症になっても安心して生活ができる地域づくりを目指しています。

認知症に関する専門的な知識を持つ「キャラバン・メイト」が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講すると、「認知症サポーター」になることができます。受講後には「認知症サポーター」の証である「オレンジリング」をお渡しします。

「認知症サポーター養成講座」

- ◇ 概ね5名以上の団体であれば開催が可能です（サークル・町内会・職場など）。
- ◇ 講座内容は、認知症の原因疾患、その症状や対応支援など1時間～1時間30分程度です。
- ◇ 受講料は無料です。
- ◇ 何回受講してもかまいませんので、遠慮せずお申し込みください。

◆申込み先

幌加内町地域包括支援センター（アルク内） ☎35-3090

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇い入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

【お問い合わせ】

ハローワーク深川 TEL：0164-23-2148

農業者年金受給者のみなさまへ 現況届の提出をお忘れなく!!

○提出時期は6月です

農業者年金基金から送られてきた現況届は、6月1日以降、住所・氏名を記入して、**すみやかに**（6月30日まで）地元農業委員会事務局に提出して下さい。

なお、現況届の用紙は、5月下旬までに農業者年金基金から直接受給権者に送付されます。

○提出をお忘れなく

受給権者が農業者年金の受給要件を満たしていることを農業者年金基金が確認するために、**現況届は毎年提出**しなければなりません。

経営移譲年金受給権者の現況届は、受給権者の生存等の確認と経営移譲年金支給停止の事由に該当していないことを確認するためのものです。なお、経営移譲年金の裁定又は支給停止解除後はじめての現況届を提出する方は、次のことが経営移譲の相手方名義に変更されている事を充分にご確認のうえ提出して下さい。

- ①農業共済関係名義
- ②転作助成金申請名義
- ③農業所得納税申告名義
- ④土地改良区組合員名義
- ⑤農業協同組合員名義

また、農業者老齢年金受給権者の現況届では、受給権者の生存を確認します。

現況届の提出が遅れた場合には、**農業者年金の給付を受けられなくなったり給付が遅れたりする場合があります**ので、提出期限内に提出くださるようお願い致します。

○住所等の変更もお忘れなく

送付されてきた現況届の記載事項（住所・氏名等）が異なる場合は、必ず変更届を提出願います。

【お問い合わせ】

☆現況届に関することは

→幌加内町農業委員会事務局

TEL 35-2122（内線 135）

☆農業者年金の加入・受給等に関することは

→J A きたそらち幌加内支所 TEL 35-2024

新規学校卒業者の採用準備を 始めませんか！ 新卒求人はハローワークへ申込みを！

平成30年3月新規学校卒業者（高校・中学）の求人は、6月1日から受付を開始します。

新規学校卒業者の多くは地元での就職を希望していますが、地元企業の求人公開の遅れから、多くの若い人材が地元を離れて就職しています。

早期に採用計画を立て、ハローワークへ求人申込みされますようお願いいたします。

高校・中学の新規学校卒業者に係る選考開始等の日程は、下記のとおりです。

■新規高等学校卒業者の選考日程等

求人受付開始	6月1日から
事業主への求人票（控）返戻	7月1日から
推薦（紹介）開始	9月5日から
選考・採用内定開始	9月16日から

■新規中学校卒業者の選考日程等

求人受理開始	6月1日から
事業主への求人票（控）返戻	7月1日から
推薦（紹介）・選考・採用内定開始	12月1日から

【お問い合わせ】

ハローワーク深川 TEL：0164-23-2148

「北海道女性の活躍支援 センター」をご活用下さい。

北海道では、結婚、子育て、介護など女性のライフステージや就業、起業など様々なお悩みに電話・メール・面談にて対応する「北海道女性の活躍支援センター」を開設しています。

「北海道女性の活躍支援センター」では「悩みがあるけど、どこに相談したらよいかわからない。」「挑戦したいことがあるけど、手順がわからない。」などの相談に、経験豊かな女性の支援員が専門の相談機関や支援施策を紹介するなど、コンシェルジュとして対応するほか、起業や子育て相談などの専門相談日を設けるなど、女性の総合相談支援機関として、皆様のご相談に対応していますので、是非ご活用下さい。

【北海道女性の活躍支援センター】

★場所 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 6階

★相談電話：011-204-5711

★メールアドレス：kitanojyosei@sirius.ocn.ne.jp

★相談時間：月・火・木・金 10時～16時
水・土 10時～13時

★休館日：年末年始、日曜・祝日

※詳しくはホームページをご参照下さい

(<http://www.l-north.jp/katsuyaku/>)

【お問い合わせ】

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
女性支援室活躍推進グループ
TEL：011-206-6954（直通） 担当：矢嶋

ラジオを聴くための工夫

ラジオは手軽に持ち運べて停電時にも使え、災害発生時等の情報収集のための有効な手段とされているため、日頃からラジオの受信状況を確認しておくことが大切です。

ラジオには AM 波によるものと FM 波によるものがあり、ラジオ放送局の周波数も地域によって違います。また、昼間と夜では聴こえるラジオ放送局の周波数が違うこともあります。

平時から聴取可能なラジオ放送局をひとつでも確認しておくことで災害発生時にはラジオを十分に活用することができます。

聴きづらい原因を見つけて、聴こえるラジオ放送局を探してみてください。

◇ラジオ周波数情報

ラジオ局	ホームページの周波数情報
NHK-AM・FM	https://www.nhk.or.jp/sapporo/station_info/channel.html
HBC	AM http://hbc.co.jp/hbc/hbc-guide/radio-area/index.html FM http://hbc.co.jp/radio/info/wideFM/
STV	AM http://www.stv.jp/radio/listenradio/am/index.html FM http://www.stv.jp/radio/listenradio/fm/index.html
AIR-G'	http://www.air-g.co.jp/company/frequency/
FM ノースウエーブ	https://www.fmnorth.co.jp/gaiyo/area.asp

◇ラジオ聴こえる工夫

原因の解消策	原因と特徴
AM 又は FM で聴いてみる	FM 波は、AM 波と比べビルやマンション内でも聴きやすい傾向がある。
ラジオを窓際に置いてみる	ガラスは電波を通しやすい。鉄筋コンクリートは電波の強さを弱める。
ラジオの向きを変えてみる	ラジオに内蔵されているアンテナは向きによって受ける電波の強さが違う。外付けアンテナも効果的。
ベランダに出て聴いてみる	総じて屋内より屋外の方が聴きやすくなるため聞き比べてみる。
家電製品から離してみる	家電製品から発生する雑音でラジオが聴こえにくくなっている可能性がある。家電製品の電源スイッチを切ったりコンセントを抜いたりして雑音の原因を探してみる。
周波数を変えて聴いてみる	AM 波は、夜は遠方まで届くようになり道外や外国の放送が混信してくるため、聴きづらい場合は違う周波数を聴き比べてみる。
聴き比べてみる	小型ラジオは、内蔵アンテナも小さく受信性能が劣っている場合がある。携帯ラジオ・小型ラジオ・大型ラジオで聴き比べてみる。

◇インターネットでラジオを聴く

パソコンでは、URL を開く。スマートフォンでは、専用アプリをダウンロードする。

種類及び URL	受信方法
NHK ラジオネット『らじる★らじる』 http://www3.nhk.or.jp/netradio	NHK ラジオ第 1・第 2・FM の番組を聴ける。
民法ラジオ『radiko』 http://radiko.jp/	民法ラジオの番組を聴ける。

士別警察署かわら版

○薬物乱用の防止○

～薬物、ダメ。ゼッタイ。～

全国的に覚せい剤乱用者の検挙は減少していますが、大麻の検挙人員は増加しています。北海道は野生大麻の自生地が多く、若年層による安易な薬物乱用が心配されます。地域の力で薬物の乱用のない社会をつくりましょう。



■不法就労・不法滞在の防止■

我が国には不法残留者を含む不法滞在者が存在し、その一部は国際組織犯罪等への関与を深めています。どんな些細なことも「おかしいな?」と思ったら警察署や駐在所にご連絡下さい。

士別警察署 (代)0165-23-0110

軽自動車税の納期限は 5月31日(水)です。

納税通知書がお手元にある方で、口座振替をご利用でない方は、納税通知書をお持ちの上、納期限までに納付をお願いします。

また、口座振替をご利用の方は、口座残高の確認をお願いいたします。

納付場所

北空知信用金庫本支店、
きたそらち農業協同組合幌加内支所、
役場出納窓口、役場朱鞠内支所

お問い合わせ

役場総務課税務係
TEL 35-2121(内115)

「電波のルール」を守りましょう!

アマチュア無線は、もっぱら個人的な無線技術の興味に基づいて行うための無線です。工事・除排雪・有害鳥獣駆除などの仕事に関する通信にアマチュア無線は使えません。

総務省 北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は下記へお問い合わせ下さい。

■電話

北海道総合通信局 TEL: 011-737-0099
電話受付時間 8:30~12:00
13:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

■電子メールによるお問い合わせ

soudan-hokkaido@soumu.go.jp

■北海道総合通信局ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

弾道ミサイル落下時の行動

○弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。

○ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、IP 告知端末機で、特別なサイレン音とともに、メッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

メッセージが流れたら、直ちに以下の行動をとって下さい。

【屋外にいる場合】

○近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。

○近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

～行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください～

詳細については…

国民保護ポータルサイト

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) をご覧下さい。

ご厚志に感謝します

◆ふるさと納税◆

「2・3月分の寄付申出状況」

2・3月分の申出状況は《88件》ありました。

たくさんの方の応援メッセージが幌加内町の力になりました。

※広報掲載希望者のみ掲載させていただきます。

3月10日	3月8日	3月5日	3月4日	2月27日	2月25日	2月24日	2月19日	2月17日	2月16日	2月13日	2月13日	2月12日	2月11日	2月8日	2月7日	2月7日	2月5日	2月4日
小林 慶子様 (札幌市)	佐藤 誠様 (東京都)	中山 泰成様 (栃木県)	菅原 雅哉様 (札幌市)	鶴崎 佐苗様 (福岡県)	弓削田 憲治様 (千葉県)	中山 学様 (東京都)	川崎 馨嗣様 (岐阜県)	阪野 勝久様 (岐阜県)	元崎 博臣様 (埼玉県)	安田 寛二様 (福岡県)	木ノ下 徹様 (埼玉県)	拝師 知行様 (京都府)	福本 信之様 (東京都)	岡村 憲裕様 (群馬県)	加藤 基寛様 (愛知県)	福村 寛敏様 (東京都)	櫻井 孝彦様 (愛知県)	中村 敏之様 (埼玉県)

3月11日	3月12日	3月12日	3月13日	3月15日	3月16日	3月17日	3月18日	3月18日	3月18日	3月19日	3月20日	3月23日	3月23日	3月24日	3月25日	3月26日	3月27日	3月29日	3月29日	3月30日	3月30日	3月31日
細田 滋様 (神奈川県)	牧野内 甲司様 (長野県)	村瀬 昇也様 (兵庫県)	林 真基様 (東京都)	辻本 貴志様 (大阪府)	高橋 義徳様 (東京都)	大村 喜久雄様 (滋賀県)	富永 和孝様 (愛知県)	木戸 尚治様 (山口県)	岩崎 幸男様 (東京都)	坂井 厚之様 (神奈川県)	深井 滋雄様 (大阪府)	田中 文雄様 (岡山県)	長谷川 浩司様 (愛知県)	森田 真悟様 (東京都)	丸田 輝美様 (札幌市)	霜崎 祐介様 (千葉県)	石上 次郎様 (神奈川県)	森谷 忠介様 (東京都)	奥村 正俊様 (大阪府)	吉田 与志也様 (滋賀県)	田中 文雄様 (岡山県)	西村 嘉宏様 (神奈川県)

平成28年4月から平成29年3月までの寄付申し込み件数は《1,219件》です。



JAきたそらち 農業人材バンク

農家で働きたい あなたの働き先を 我々が紹介します!!

農作業って
どんなだろう...
ちょっと
やってみたいな

ちょっと
手伝って
ほしいな...

自然の中で気持ち良く 農家の応援をしませんか?

対象
地域

深川市

雨竜町

北竜町

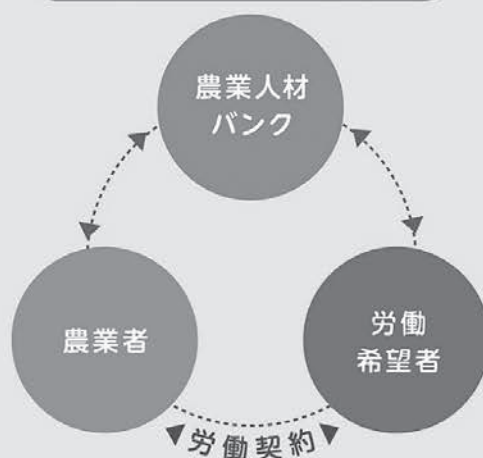
幌加内町

私たちJAきたそらちは、あなたの

**“働きたい”と
“働いてほしい”**
をお繋ぎします。

まずは、
**農業振興部
営農企画課**まで
お電話ください!!

紹介・交渉・面談



問い合わせ先

農業振興部営農企画課 住所: 深川市MEM10号線山3線 JAきたそらち営農センター
TEL: 0164-26-0134 FAX: 0164-22-1228

JAきたそらち無料職業紹介事業所 (01-特-000111)



~Best Shot!~

新鮮! 幌高 とれたて

4/10 今年度2名の職員が本校に着任しましたのでご紹介いたします。
校 長 永山 鑑造 先生
学校勤務看護師 白土 優子 さん
どうぞよろしくお願いいたします。



4/10 真新しい制服に身を包んだ新入生たち。平成13年度以来、16年ぶりの多さとなる34名が、校長から入学の許可を受け、幌高生の仲間入りを果たしました。



4/15 拓殖大学北海道短大の保坂先生を招いて行われた土曜授業では、ココロとカラダをつなぐワークショップを開催。体を動かしながらコミュニケーション力を鍛えました。



着任のご挨拶

北海道幌加内高等学校長 永 山 鑑 造

本校は、地域の皆様に支えられて高校生活・寮生活を送り、生徒たちが「夢」実現に向かって成長していく農業高校です。

「自分たちの夢に向かって挑戦しよう」と、4月元気にスタートしました。生徒たち一人一人の「夢」=「進路」が実現するように、教職員一丸となって教育を展開していきます。地域の皆様、引き続き幌加内高校への変わらぬご理解とご支援をお願いいたします。

Best Shot!~ 今月の写真

7月の認定会に向けて1年生は入学3日目から早速そば打ち練習開始。今年は幌加内町役場の有段者職員8名が新たに講師陣に加わり、万全の指導体制が整いました。目指すは認定率100%!

Last Month 4月のできごと

- 10日 着任式・始業式、入学式・入寮式
- 11日 農業クラブ入会式、新入寮生歓迎会(渓雪寮)
- 15日 高大連携授業(拓殖大学北海道短大)
- 18日 基礎力診断テスト
- 21日 ケータイマナー教室
- 26日 学級別意見発表大会
進学相談会(旭川)
- 27日 合同企業説明会(旭川)
- 28日 農生会年度始総会
- 29日 授業参観日・PTA総会、GW(5/7まで)



This Month 5月の予定

- 8日 全校朝会
- 9日 いじめ防止教室、避難訓練(渓雪寮)
- 12日 校内意見発表大会
- 17日 農業体験実習(20まで)
- 22日 1年宿泊研修(24まで)
- 27日 定通体連上川支部大会
(バスケットボール、バドミントン)
- 29日 交通安全集会・安全宣言
- 30日 寮生総会(渓雪寮)



保険料の納付 困難なときは



経済的に保険料を納めるのが困難な方のために免除・猶予・特例制度があります。

免除・猶予・特例制度を申請し承認された期間は、老齢年金と障害基礎年金、遺族基礎年金を受給するための資格期間に入れることができます。

※納付猶予になった期間は年金額には反映しません。

受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料をあとから納める必要があります。（追納制度）

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格機関への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納 付	○	○	○
全額免除	○	○ (※ 2)	○
一部納付 (※ 1)	○	○ (※ 3)	○
納付猶予学生納付特例	○	×	○
未 納	×	×	×

※ 1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付している必要があります。

※ 2 平成21年4月以降は、2分の1が国庫負担されます。

※ 3 平成21年4月以降は、4分の1納付の場合は「5/8」、2分の1納付の場合は「6/8」、4分の3納付の場合は、「7/8」が年金額に反映します。

… 免除制度 …

所得が少なく**本人・世帯主・配偶者**の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、申請し承認されると保険料の納付が免除になります。申請免除の承認期間は7月から翌年6月までです。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の四種類があります。

… 納付猶予制度 …

20歳から50歳未満の方で、**本人・配偶者**の前年所得が一定額以下の場合には、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。申請免除の承認期間は7月から翌年6月までです。

※平成28年6月までは30歳未満が対象となります。

… 学生納付特例制度 …

本人の所得が一定以下の学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。家族の方の所得の多寡は問いません。特例の対象となる期間は4月から翌年の3月までです。

… 申請期間 …

申請が遅れても保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1ヶ月前までの期間）について、さかのぼって免除等を申請することができます。（学生納付特例も同様です）

● 詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問合わせください。●

梶加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 電話：0166-25-5589

「生活習慣病とたばこ」

毎年5月31日は「世界禁煙デー」です。タバコのない社会の実現を呼びかけています。皆さんの周りに、タバコを吸う方はいませんか？タバコは、様々なガンや肺などの病気を引き起こす危険因子となり、健康寿命を縮める要因となります。



【生活習慣病とたばこ】

●糖尿病

・血糖値の高い状態は、血液の流れが悪いです。加えてタバコを吸うと一層流れを悪くしてしまうため、心筋梗塞や脳血管疾患を引き起こしやすくなります。

●高血圧

・タバコを吸った後は血管が収縮するため、血圧が上昇します。そのため、動脈硬化が進みやすくなります。

●脂質異常症

・タバコを吸うと悪玉コレステロールが血管にたまりやすくなり、善玉コレステロールを減らしてしまうため動脈硬化を進めてしまいます。

タバコを吸っていない人とタバコを吸っている人とでは、**タバコを吸っている人の方が、心筋梗塞、脳卒中のリスクが数倍も高いです。**

生活習慣病に罹患している数が多いほどリスクは高くなりますし、タバコを吸いはじめる年齢が早いほど、死亡率は高くなるとも言われています。

まずは、禁煙を...

禁煙によって、病気のリスクを軽減するだけでなく、呼吸機能の改善や食事がおいしく感じられたり、出費が減る、周囲への影響も減るといったことが期待できます。

禁煙については、健康保険で治療が受けられます。禁煙治療は、医師のアドバイスを受けながら薬を使う事で、禁煙のつらさをやわらげ、より楽に禁煙することができます。自分の力だけで難しい場合は、薬の力を借りるという方法もあります。

町立幌加内診療所で行っておりますので、希望される方はお問い合わせください。(電話：35-2321)

健康まんが

第209回

「禁煙外来で記念手伝います」



6月の健康/カレンダー

●乳幼児・児童に関する行事

フッ化物塗布	7日(水)	双葉保育園	15:30~16:30
	8日(木)	みゆき保育所(朱鞠内)	10:30~10:45
子育て教室	15日(木)	農業活性化センター	10:00~11:30
乳幼児予防接種	6日(火)	町立幌加内診療所	15:00~16:30
	13日(火)		
	20日(火)		
	27日(火)		

●成人・老人に関する行事

老人健康相談	7日(水)	母子老人クラブ	10:00~11:30
	8日(木)	添牛内老人クラブ	10:00~11:00
	9日(金)	幌加内老人クラブ	9:00~10:00
	13日(火)	政和老人クラブ	10:00~11:00
	28日(水)	朱鞠内老人クラブ	10:00~11:00
乳・子宮がん検診	26日(月)	保健福祉総合センター	個別にご案内します



●母子健康手帳および妊婦一般健康診査受診票の交付は、アルクで行っております。妊娠がわかりましたら、早めに交付を受けてください。また、来所の前にアルクへご連絡いただくと交付がスムーズです。

●肝炎ウイルス検診を実施しています。対象者は、40歳以上の方で過去に検診を受けられたことのない方です。検査を希望される方は、事前にアルク保健師までご連絡ください。(電話：35-3090)

平成29年度第2学期 放送大学入学生募集

放送大学では、テレビやラジオの放送やインターネットを利用して、自宅に居ながらいつでも誰もが大学教育を学ぶことができます。出願期間、お問い合わせ先は下記のとおりです。

【出願期間】

第一回 平成29年6月15日(木)～8月31日(木)

第二回 平成29年9月1日(金)～9月20日(水)

【資料請求・お問い合わせ先】

- ・放送大学HP <http://www.ouj.ac.jp/>
- ・放送大学北海道学習センター
〒060-0817 TEL: 011-736-6318
札幌市北区北17条西8丁目(北海道大学構内)

子ども芸術劇場・人形劇

【日 時】 平成29年7月1日(土)
開場 13:45 上演 14:00～

【場 所】 町民研修センター「大講堂」

【対 象】 幼児・小学生・保護者

【入 場 料】 無 料

【上演作品】 人形劇「ももたろう」

むかし むかし
あるところにおじいさん
とおばあさんがおりました。
おじいさんは山へ芝刈りに、
おばあさんは川へ洗濯に…

誰もが知っている、
日本の昔話の大定番！
あらためて、現代の
子どもたちにお届けします。



(上演時間 50 分)



図書室だより



◇今月の新しい本

- ・るるぶドライブ 北海道ベストコース '18 (JTB パブリッシング)
- ・夜の谷を行く 桐野 夏生／著 (文藝春秋)
- ・角野栄子の毎日いろいろ 角野 栄子／著 (KADOKAWA)
- ・明日のひこうき雲 八束 澄子／著 (ポプラ社)



生涯学習カレンダー

月	日	内容	場所	時間
5月	27日(土)	おはなしにこここ	図書室	11:00～
6月	15日(土)	チビッ子英語クラブ	アトリエ	1年生 15:15～
				2、3年生 16:00～
	16日(金)	チビッ子英語クラブ	アトリエ	4～6年生 15:40～
	24日(土)	おはなしにこここ	図書室	11:00～
7月	1日(土)	子ども芸術劇場 人形劇「ももたろう」	町民研修センター 大講堂	14:00～

議会だより

No.188

編集：議会広報特別委員会

平成29年 第1回臨時会（1月19日）

平成29年第1回臨時会が1月19日に開催され、議案2件が提出され原案のとおり決定した。

こんなことが
決まりました

第1回臨時会を開催！

（H29年1月19日）

変
更

○幌加内町過疎地域自立促進市
町村計画の変更について

・過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、過疎対策として市町村計画に事業を追加する
必要が生じたことにより市町村計画を変更するもの。

補
正
予
算

○平成28年度幌加内町一般会計
補正予算（第10号）

・玄米バラ施設色彩選別機高能力化事業補助金に対して、北海道地域づくり総合交付金の助成金が、きたそらち農協に直接交付予定であったが、町経由で交付されるため1550万円を追加し、総額2億1041万6000円とした。



平成29年 第1回定例会

（3月8・14・16日）

平成29年第1回定例会が3月8日に開催され、3名が一般質問、報告3件、議案28件、動議案1件が提出され原案のとおり決定し、16日に閉会しました。

こんなことが
決まりました

第1回定例会を開催！

（H29年3月8・14・16日）

補
正
予
算

○平成28年度幌加内町一般会計
補正予算（第11号）

・旧町立病院解体工事、高齢者生活福祉センター運営業務委託料、土地改良事業費等の減額により、5699万円を減額し、総額41億2953万5千円とした。

○平成28年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
・一般被保険者療養給付費等の減額により、2340万9千円

を減額し、総額2億6287万2千円とした。

○平成28年度幌加内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

・テルケア入所者及びデイサービス利用者減少による地域密着型サービス給付費等の減額により、2690万円を減額し、総額1億8489万4千円とした。

○平成28年度幌加内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

・一般会計から繰入される負担金、補助金を交付税算定額にあわせ、収益的収支2162万1千円を増額し、総額1億3604万6千円とした。

条例改正

○幌加内町個人情報保護条例の一部を改正する条例

・平成27年9月に個人情報保護に関する法律及び行政手続きにおける、特定個人を認識するための番号利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布。番号法第31条に関わる情報提供等の記録特例についての施行日が未定になっていた部分につき、平成28年12月政令により平成29年5月30日から施行するにあたり条例を改正。

○職員の育児休業等に関する条例の一部改正

・地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業法、介護休業等育児または家族介護をおこなう労働者福祉に関する法律の一部を改正する法律公布に伴い、育児休業対象となる子の範囲が拡大されるにあたり条例を改正。

○幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

・三役の給料について平成18年度から町長マイナス12%、当時の助役マイナス9・1%、教育

長マイナス7・1%として現在まで実施しているが、上川管内の平均的な額に近づけるため更に減額とするもの。また、期末手当に関わる役職加算率を元の15%にもどすことから条例を改正。

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・管理職員特別勤務手当（管理職員時間外手当）の新設により期末勤勉手当の役職加算率、行政職3級を4%から5%へ、4級、5級を7%から10%へ、6級を10%から15%へ、それぞれ行革削減前の率に戻すことから条例を改正。

○幌加内町税条例の一部を改正する条例

・地方税等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布。地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布。また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布となり平成29年4月1日施行により条例を改正。

○幌加内町保健福祉総合センター設置条例の一部を改正する条例

○幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例

○幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例

・介護保健総合確保推進法の介護保健法改正により条例を改正。

○幌加内町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

・指定居宅サービス等の事業人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより条例を改正。

○幌加内町中小企業補償融資条例の一部を改正する条例

・商工会員の減少により本融資を受けるための保証人確保が困難となってきたことから、保証人を立てず保証協会の証明のみで融資対象とするための条例を改正。

○幌加内町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

○幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

○幌加内町簡易水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

・設置条例として給水区域、給水人口、給水量の変更。給水条例として、給水区域の変更。分担金徴収条例として、徴収区域を変更することにより条例を改正。

○幌加内町立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

・近年の教育環境の変化、今後の情報化教育に対応した整備において、教育予算の増加が見込まれるため授業料を改正、教育振興に充当するため条例を改正。

条例廃止

○退隠料、遺族扶助料条例を廃止する条例

○昭和28年12月31日以前に発生した退職年金等の年額の改正に

関する条例を廃止する条例
・遺族が昨年10月に亡くなり対象者がいなくなったことから条例を廃止。

条例制定

○幌加内町特別職報酬等審議会条例の制定

・国から特別職（町長、副町長、教育長、議員）報酬額の決定につき、第三者機関による審議会を設置すべきと指導があり、上川管内移管後、各町村では独自に条例で審議会を設置していることから、今回条例を制定。

質疑 中川議員

第2条「町長は、町長、副町長及び教育委員会教

育長の給料の額並びに議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、」等々であるが、議員報酬額は、これまでも議員提案としてが多かった。第2条に関してだが「町長が特別職、あるいは議員報酬額の条例を提出しようとする時は」と読み取れるが議員提案の場合、この審議会に付さなくても良いのか。

A 議員提案までを報酬審議会まで諮るものかとの質問かと思われる。これは、町長が提案する場合である。議員提案については、ここから除かれる。

予算審査特別 委員会の設置

委員会の質疑・応答は広報ほろかない6月号に掲載します。

お詫びと訂正

2月号の27ページ補正予算「平成28年度幌加内町一般会計補正予算（第9号）」の答弁、産業課長の答弁の中で文字誤りがありました。「天井」張替え」正しくは「天井材張替え」となります。お詫びし訂正いたします。

一般質問



小関議員

Q

介護人材確保事業の検証・見直しに至った経緯、町外医療機関への交通手段の制度構築について

A

介護人材確保については現場の声を聞き内容を検証。町外医療機関への交通手段について過疎地有償運送を利用。

Q

平成29年度町長施政方針の中に介護人材確保事業の検証・見直し、福祉施策で考へるべき町外医療機関への交通手段の構築、町民が安心・安全に暮らせる環境整備に傾注していくと述べている。

答弁

町長

1点目、介護人材確保事業の検証・見直しをするに至った経緯と現況について。
2点目、町外医療機関への交通手段の制度構築とは、どのような施策をおこなうのか伺いたい。

A

1点目、介護人材確保事業の検証・見直しに至る経緯は、平成27年10月よりスタートし、議会でも検討頂き、既存職員との格差が生じないか。また、幌加内高校限定についても間口を広げた方がよいのではないかと意見がある中で1年5ヶ月が過ぎようとしている。実績としては、平成28年7月よりテルケアに女性1名が着任、社会福祉協議会で内定が出ている方で、茨城県から女性1名が3月下旬に着任する準備を進めている。この制度をより一層成果が得られるよう検証すべき時期にきている。現在、介護人材に限定しているが、シングルで来た方が夜勤になると子供を預ける所がないなど考慮しないといけない。保育士も人材不足であり求人を出しても来ても来ない状況で、これを含め現場の声を聞きながら、内容や範囲について検討していきたい。

2点目、町外医療機関への搬送については、救急車が搬送するまでもなく診療所の機能として一定のものが必要ではないかと医師と打合せをおこなっている。高齢者世帯あるいは高齢者単独世帯が増えて身内も中々いない状況にもなると思われる。住民の安全・安心を確保する上で、今後ますます医療手段が必要になる。現在ある社会資源としては社会福祉協議会が運営する過疎地有償運送。今後は、公共交通空白地有償運送となるが、この仕組みを利用しながら診療所受診の患者で救急車搬送まで重篤ではないが、医師の判断により町外専門医療機関の搬送が可能になるなど足の確保等、社会福祉協議会と議論をおこない、まずは、診療時間内の搬送から順次対応し、方策を構築していきたい。

再質問

Q

広く人材を確保していくには本町に足を向けてもらえ環境整備も当然必要である。住宅問題、交通問題等、充

分に生活環境を整えることが、事業推進に向けた本町の取組む姿ではないか。社会福祉協議会の有償運送業務が制度改正により若干変更になることだが、診療所として対応を考えていくのか。また、社会福祉協議会で運営している過疎地有償運送をどのように膨らましていくのか伺いたい。

再答弁

町長

A

社会福祉協議会の搬送について、救急搬送とは別となるので今後も変わらない。ただし、病院から診療所化に伴い救急体制ができなくなったため、救急業務が直接大きな病院に搬送される。今まで国保病院とのワンクッションがあったが、今後その機能がないので解消できるよう診療所の搬送機能を考える必要がある。その手段として社会福祉協議会との連携、あるいはタクシー会社との提携、福祉タクシーのようなものなどを視野にいれながら進めていく。



Q 「ほろみん号」の
実証運行について

A 正式路線として早
期運行を目指す

Q 「ほろみん号」の無償実
証運行も2年半を経過し、

町民ニーズに応えた事業として多くの町民の方々が注視している。4月以降も正式路線となるまでの間は、無償運行するとして予算計上されている。昨年9月より有償化を含め正式路線に向け「地域公共交通会議」が4回開催され協議を重ねている。ほろみん号が無償運行に至った経緯は町民のニーズ、利用度を図るため無償で運行して

いたものと考えて。まず、幌加内町と旭川市間の路線確立からのスタートではないかと思うが、この内容について伺いたい。

町長

A 幌加内町は空知から上川に移り、移ったからにはメリットを最大に、デメリットを最小限にとのスタンスで行政を取り進めてきた。大きなメリットの一つの中に、幌加内と上川を結ぶ公共交通機関が大きな課題である。

再質問

Q 本町独自の施策として町民の利用度は高く、今後

も利用者の中には路線を増やしてほしい、有償でも良いなどの意見もあり町民側は路線を確立してほしいと強い希望がある。今後必要にそった利用者側の拡大、利便性の向上、無償運行が続くとすれば本町全体からすると均衡性が保てないのではないか。幌加内町から旭川市間の路線、有償化も含めて率先して取り組むべきであると同時に、地域住民の生活の足として本町全

体の公共交通網を整備すること之急がれるが詳細を伺いたい。

町長

A ほろみん号の無償運行がいつまでも続けられるものではなく正式路線として開通したい。開通にあたって地域公共交通会議などが必要であったが、その交通会議が諸般の事情により開催できなく運輸局が認める会議にならなかった。なんとか旭上にあげたく運動した結果、昨年9月13日、第1回公共交通会議を開催できた。今年3月6日まで4回の会議を終了している。昨年10月には町内関係者のみの「交通打合せ会議」を母子里、朱鞠内、添牛内、幌加内、各自治区長が出席し意見が交わされた。北部地区から今のほろみん号もある程度利用したいとの意見もあり、あわせて既存のJRバス路線も残してほしいとの要望もあった。公共交通会議も旭川市につなぐ路線が重要であると認識している。

ほろみん号の継続要望も強いことから第一弾として、ほろみん号を正式に運行したく、会議を進めている。正式運行については、法的な縛りをクリアしな

いといけなく、経費等をシュミレーションしていかないとけない。会議全体の合意も必須であり、全体的な合意が得られるまで少し時間をいただきたい。

Q 幌加内、江丹別間の今後の峠改良工事について

A 着実に進めていく

Q 昨年の改良工事内容を振り返ると、納得する工事内容ではない。本町が上川管内に移行する際に主要な案件として、道と協議していた。今年度以降、改良工事の進捗を強く要望・要請していくべきだが、これから先の考えを伺いたい。

以降、改良工事の進捗を強く要望・要請していくべきだが、これから先の考えを伺いたい。

町長

A 上川に移管するにあたり道路改良について大きな課題のひとつで、当時から北海道に対して早期に道路改良をしていただきたく、経済・医療・人の命を守る大切な路線であることから、何回も要請をおこなってきた。昨年、予算の落ち込みがあり大変、危機感を抱き

要請を行ってきた。道道であることから道議会の先生にも要請活動を行い、結果、副知事と面会し要請活動ができ、この路線について重要路線と認識していただいた。決して手を抜いているわけではなく、他の工事案件等と調整しながら着実に進めていきたいと返事をいただいている。新年度には幌加内町、旭川市、鷹栖町で構成している促進期成会を含め更なる要請活動を進めて参りたい。





田丸議員

Q 住民生活の充実化を図る対策について

A 共同店舗展開など幌加内町にあった

営業展開の実現を図っていききたい

Q 幌加内町唯一の食料品通年店舗としてエコープ幌加内店があるが、昨年、深川店のAマーケット化、また北竜店のAマーケット化、また北竜店においては、買い物難民対策として北竜町の振興公社において新たに店舗を新設し運営するなど、近隣においても町民の生活に影響を与えている。幌加内店においては、農協管内において幸いに唯一の黒字店舗であり廃止対象店舗からは除外されている状況である。しかし、町民か

らコンビニの誘致などの意見、要望などを聞いているが人口の割合からして共存が難しい状況でもあると思われる。道内企業のセイコーマートについては道内で4町村のみが設置されていないという話を聞いているが、恐らく設置できない理由、問題点が共通しているのではないかと考える。このような状況をふまえ、少しでも生活しやすい町にするため幌加内町として町民のニーズをどうとらえ、今後の対策についてどう考えているのか伺いたい。

答弁 町長

A エコープ幌加内を運営しているホクレン商事、並びに道内を主体として運営しているコンビニ二会社と個別だが、話し合いを持つ機会を設けることができた。ホクレン商事については、現在のところ撤退の意向はないと聞いているが、設備や店舗の老朽化による新たな投資や、今後の人口減少に伴う販売額の減少をかなり危惧しているとの話を伺った。コンビニ二会社については、道内179の内、4市町村のみ設置されていないが、この進出には、か

なり積極的な姿勢であったが、今後の人口減少を考えると過度の投資は避けたいとのことであった。双方の共通認識として、本町の人口規模から店舗の競争を考慮すると共倒れの危険性も十分あり得るとお互い感じている。また、それぞれの従業員の確保が非常に困難になることも共通に認識していた。今までも本町もコンビニ二出店の最大の懸案になっていたと認識したところである。行政としては、どちらかの商業経営に肩入れすることは好ましくないと考えるが、コンビニには多くの町民、特に高校生や高齢者からの誘致の要望が高く真摯に受け止め今後も、行政としてはホクレン商事及びコンビニ二会社と協議を重ね、コンビニ二誘致の可能性を探っていく所存である。

再質問

Q エコープそしてコンビニ二等との接点もちろ

二等との接点をもちろ協議をしているとの答弁があったが、当然、この人口減少による共倒れの懸念、また従業員はどうするのかとの問題は全ての企業において同じだが、このよ

うな問題を解決し、町民がここに暮らしても支障がない、生活する部分でも、ある程度満たされるような方向性に向けていただきたいと思う。将来的に充実を図れる方向性が今現在あるのかどうか、接点が見出せているのか伺いたい。

再答弁 町長

A この協議をセッティングする、その矢先にセコマ流という新聞記事があった。今も掲載されているが、コンビニ業界を生き残るために地域を大事にしな

ら問題点を解決し、町民がここに暮らしても支障がない、生活する部分でも、ある程度満たされるような方向性に向けていただきたいと思う。将来的に充実を図れる方向性が今現在あるのかどうか、接点が見出せているのか伺いたい。





中川議員

Q 住就学援助事業の充実について

A 生活困難に対する支給や貸付制度の活用を図っていききたい

Q 近年、全国的に貧困世帯が増えてきているといわれ、本町の子ども1人1人が貧困状態にあるとの報道もあり、特に、ひとり親家庭の貧困率は50パーセントを越えているともいわれている。学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定している。貧困世帯が増えている今こそ、就学援助事業の充実を図る上で伺いたい。

1点目、「準要保護認定基準」の引上げ願いたい。認定基準について現状では幌加内町1・3倍と聞いているが、全道的に1・4〜1・5倍とする市町村も増えてきている。子育て世代の厳しい現状から基準を検討願いたい。むしろ貧困救済よりも、義務教育は無償との立場に立ち是非とも「準要保護認定基準」を引上げ願いたい。

2点目、保護者への周知関係で、制度の趣旨や申請手続きについて周知徹底を是非とも図っていただきたい。保護者への通知文書ですが、昨年度の本町の例だと「生活保護を受けている方または、生活保護を必要としている方」、「生活保護法に基づく保護の停止または廃止された者」、「町民税非課税の者」等々が記載されている。町民は準要保護認定基準が1・3倍であることも、生活保護基準に関して具体的にわからないと思われる。このようなことを踏まえ、通知の際には、認定の目安となる所得額を提示するなど支給要件を分かりやすく示すことなど、通知方法を検討していただきたい。

3点目、支給時期について、

本町においては費目によって違うが、概ね年2回の支給と聞いている。児童生徒が援助を必要とする時期、特に入学準備や修学旅行の準備などの時期に給付できるように配慮する必要があるのではと思われる。学用品など必要な物は入学前に準備をしないといけないため、3月支給など支給時期を検討願いたい。

答弁 教育長

A 就学援助には、要保護及び準要保護の二つの制度で支援対象項目は12項目となっている。生活保護法に規定する要保護者に対して行う事業に要する経費については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律等の規定により2分の1の補助がある。また、生活保護法の規定に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して行う準要保護の制度がある。本町の就学援助認定者は、過去数年ほぼ横ばいとなっており、小中学児童生徒の約10人に一人の割合で推移している状況である。

1点目、認定基準の引上げについて、本町の準要保護認定基準は、町民税非課税世帯、児童扶養手当受給者が対象となる。就学援助認定の判断が困難な場合に、前年度の所得金額から社会保険料や生命保険料を控除した認定収入額が、生活保護基準に基づく生活扶助等の各加算額を合算した額に一定の倍率を乗じた限度額を超えない世帯を対象としており、本町の倍率は、1・3倍としているところである。この倍率については、各市町村において設定しているが平成26年度文部科学省、道内での調査結果によると、一部の都市部で1・5倍や1・4倍はあるが上川北部、空知管内では1・3倍が多く、上川中部においては1・2倍が多い状況である。本町では、この1・3倍の限度額を超えた場合であっても、経済的に困窮している状況が明らかであれば民生委員及び学校長の助言に基づき認定をしている。現行制度の範囲内で認定可能であることから、当面、現行のまま事務を進め、近隣の動向を踏まえながら検討する。

2点目、現在の保護者への周知については、4月上旬に学校を通じて、保護者へ文書を配布している。保護者への周知文書には、町民税が非課税の者、児童扶養手当受給者などが対象者として記載しているが、現在、認定の目安となる所得額の記載はしていない。目安となる金額を掲載していない理由については、同じ4人家族においても、年齢構成などで認定基準となる所得額が異なる。また、所得額を上回った場合でも、経済的理由により学用品等の購入に困難している場合や、職業が不安定で生活困窮している場合など、制度の要件を満たしていることと断じた場合は認定していることから、目安となる認定額の記載はしていない。しかし、近隣自治体においては、目安となる所得額を掲載している自治体もあることから、平成29年度の保護者周知から掲載に向けて検討している。

3点目、本町の就学援助の支給時期について、学用品費は、前期5月、後期10月の年2回。新入学児童生徒学用品費は、5月、修学旅行費は旅行前に支給。体育実用品費は購入時に、支給をしている。給食費は翌月ごとにそれぞれ支給しているところである。新入学学用品費の入学前の支給について、本町の

場合は、4月上旬に学校長を通じて就学援助の申請を提出し前年度の所得に基づき4月中旬に就学援助の認定会議を開催している。民生委員、学校長等が集まり状況等を確認して認定している。認定された保護者には、5月に新入学学用品費を支給している。新入学学用品費を3月に支給するとなると、次年度の認定予定者を前年度の予算で支出することになり、会計上の問題や事務の煩雑化も生じる。さらに、入学前に支給した場合において、転勤などで町外に転出した場合、返還事務も生じてくる、生活困難に対する支給のため、このことを考えると返還についても滞納も懸念されることから、当面、現行のまま事務を進めたいと考えている。本町の社会福祉協議会において、生活困難者に対する貸付制度として、1世帯20万円を限度とした、無利子の生活資金貸付制度などもあるので、制度の活用を図っていききたい。

再質問

Q 2点目について、昨年9月に道教育委員会より

「就学援助事業の実施についての」の通知が出されている。その中でも「周知を充分におこなっているのか」の内容で、市町村教育委員会は保護者に対して就学援助制度に関する書類を配布し、この制度の手続き、周知の徹底を図ること、制度の広報をおこなう際には認定の目安となる所得額を提示するなど、受給要件をわかりやすく示すことが必要との内容も記載されている。なかなか一般市民の方には分からないと思われる。このため、資格要件が有るにも関わらず申請をおこなわない家庭もあるかもしれない。その様なことがないように今年の4月には申請漏れがないように通知をお願いしたい。

3点目だが、確かに次の予算を前年度に先食いすることになるので、なかなか各教育委員会とも難色を示しているところが多いようだが、今開かれている国会の中でも、共産党議員の質問の中で担当大臣が3月支給も可能にするように検討したいとの答弁もあった。特に新入学生、小学校の入学生など幌加内町だと2万数千円支給されているが、ランドセルや服を購入する

るなど準備が必要だと思われる。困難な所はあると思われるが、再度、3月あるいはその前の支給をもっと真剣に考えていただきたい。

再答弁 教育長

A 2点目、周知については、なんとか解りやすくなるよう実際作成しているところである。

3点目、事務についても煩雑化が生じるが、中学生に関しては小学校6年生から中学校1年生となることから支給しやすい部分はあるが、新たに新入学生で入学する生徒については計り知れなく難しい部分があるかと考える。認定会議等の開催などを含め3月には難しいと思われるが、今後、前向きに検討していきたい。平成29年度から額が変更となり小学校2万4700円から4万6000円、中学生2万3000円が4万7000円と額が上がることになっている。この辺も踏まえ、経費がかかることも理解しているので前向きに検討していきたい。

★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付簿に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

予算審査特別委員会は年1回開催されます。

議会の開催時期

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・予算審査特別委員会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬
- ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局／役場3階 ☎ 0165-35-2121 (内線373)

わたしの一言



政 和
吉成 克彦さん

私は、政和地区で牛肉の飼育とそばの栽培を行っております。

昔の幌加内の畑には、いろいろな作物が育ち家畜もたくさんいました。

私がこの土地に入植して35年が経ちました。35年もの間、私のような者が経営を続けてこられたのも、幌加内町や農協、地域の人達のおかげだと感謝の気持ちでいっぱいです。

それが幌加内の豊かさであり、大きな魅力だったような気がします。

幌加内町のバランスのとれた発展のために、そば以外の作物や畜産の振興も期待します。

35年の間に、幌加内町は「そばの町」として豊かになり農家の経営も楽になりました。今やそばは幌加内町にとってなくてはならない作物です。ですが、美しいそば畑を見ながらちょっと寂しく感じるのは私だけでしょうか。



幌 加 内 町 議 会 構 成

平成 29 年 4 月 1 日現在

議 長 小 川 雅 昭 副 議 長 齋 藤 雅 文			
委 員 会 名	委 員 長	委 員 (○印副委員長)	
総務厚生常任委員会 (任期 H31.4.30)	小 関 和 明	○中 川 秀 雄	稲 見 隆 浩
		田 丸 利 博	齋 藤 雅 文
産建文教常任委員会 (任期 H31.4.30)	春 名 久 士	○田 丸 利 博	稲 見 隆 浩
		中 村 雅 義	市 村 裕 一
議 会 運 営 委 員 会 (任期 H31.4.30)	中 川 秀 雄	○小 関 和 明	春 名 久 士
		齋 藤 雅 文	
議会広報特別委員会 (任期 H31.4.30)	中 川 秀 雄	○稲 見 隆 浩	中 村 雅 義
		市 村 裕 一	田 丸 利 博
議 員 会 (任期 H31.4.30)	会 長	春 名 久 士	
	副 会 長	小 関 和 明	
	理 事	正 副 議 長	
任期 H27.5.1 ～ H31.4.30			
深川地区消防組合議会議員		市 村 裕 一 (任期 H31.4.30)	
北空知衛生センター組合議会議員		市 村 裕 一 (任期 H31.4.30)	
監 査 委 員		中 村 雅 義 (任期 H31.4.30)	
事 務 局	事務局長		宮 田 直 樹
	書 記		岡 田 由 美

我が家の アイドル!



黒田 蓮月 (はづき)

平成27年11月16日

父 伸一
母 真紀

蓮月は食べ物が好きで、
食べると「うんまー」と言っ
て毎日食べます。
そんな蓮月は、とても甘
え上手で、誰にでも抱っこ
です。人に好か
れる元気な男の
子になってほし
いです。



町の人口

Population

(3月末現在)



世帯数 796世帯
(前月比-17)
人 □ 1,546人
(前月比-19)

男 756人
女 790人

―お詫びと訂正―
4月号の15ページ「丁Aより学校給
食米を寄贈」の中で、氏名の誤りがあり、
(誤) 早崎優美代表理事組合長ら
(正) 柏木孝文代表理事専務ら
となります。謹んでお詫び訂正します。

4月号の裏表紙「町の人口」につき
まして、左記のとおり変更がありまし
たのでお知らせします。

お誕生おめでとう

4月2日 寺林 桜輔 くん
(父 和哉)

ひょうけい

Public Relations Magazine

Horokanai



広報ほろかない5月号
2017 MAY No. 737

編集室から

最近、本や新聞を読んでいると、無意識のうちに身に付いた自分自身の読み方の癖が気になります。「読む」という行為には数多くの種類があり、声に出して読む「音読」、声を出さずに読む「黙読」、早く読んで要点をつかむ「速読」、ゆっくり読んで理解する「精読」などがあります。目的に応じた読体の技術を身に着けたいものです。

今月の表紙 春の陽気に包まれて

春の訪れを感じるフキノトウの花が、あちらこちらと綺麗に黄色く咲き誇る季節がやってきましたね。フキノトウの花言葉は「待望」「愛嬌」「仲間」です。フキノトウが辛い冬を乗り越えるように、辛さを共に乗り越えた友人がいれば贈ってあげてもいいのではないのでしょうか。

